

居宅介護支援契約書

事業者 第四善隣館居宅介護支援事業所

第 1 条（居宅介護支援の目的）

事業者は、介護保険法などの関係法令及びこの契約書に従い、利用者様に対し可能な限り居宅に於いてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むために必要な居宅サービスが適切に利用できるよう、居宅サービス計画（以下、「ケアプラン」という）を作成すると共に、当該計画に基づいて適切な居宅サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者などとの連絡調整その他の便宜を提供することを目的とします。

第 2 条（契約期間）

- 1 この契約の期間は、令和 年 月 日から要介護（要支援）認定の有効期間満了の日までとします。ただし、契約期間満了日以前に利用者様が要介護状態区分の変更認定を受け、または新たに要介護認定を受けることにより、要介護認定有効期間満了日が更新された場合には、変更後の有効期間満了日をもって契約の満了日とします。
- 2 上記の契約期間満了日の 7 日前までに利用者様から更新拒絶の意思表示がない場合は、自動的に契約を同一内容により更新するものとし、以後も同様とします。

第 3 条（居宅介護支援の担当者）

- 1 事業者は、居宅介護支援の担当者（以下、「担当者」という）として介護支援専門員である職員を選任し、適切な居宅介護支援に努めます。
- 2 事業者は、担当者を選任又は変更する場合は、利用者様の状況とその意向に配慮して行うと共に、事業者側の事情により変更する場合には、あらかじめ利用者様と協議します。
- 3 事業者は、担当者に対し専門職として常に利用者様の立場に立ち、誠意をもってその職務を遂行するよう指導すると共に、必要な対応を講じます。

第 4 条（居宅サービス計画の作成及び変更）

- 1 事業者は、利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようにケアプランを作成し、利用者様に説明し、文書により同意を得た上で決定します。
- 2 事業者は、利用者様がケアプランの変更を希望する場合には、速やかにサービス事業者などへの連絡調整等を行います。
- 3 事業者は、利用者様がケアプランの範囲内でサービス内容などの変更を希望する場合には、速やかにサービス事業者への連絡調整等を行います。

第 5 条（サービス提供の記録など）

- 1 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約完結の日から 5 年間保管します。
- 2 利用者様は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者様に関する 1 項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者様は、当該利用者様に関する 1 項のサービス実施記録のコピーの交付を受けられます。
- 4 第 8 条第 1 項から第 3 項の規定により、利用者様または事業者が解約を文書で通知し、かつ、利用者様が希望した場合、事業者は直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面を作成し、利用者様に交付します。

第6条（利用者様の解約権）

利用者様は、事業者に対し何時でも1週間以上の予告期間をもって、この契約を解約する事ができます。

第7条（事業所の解約権）

- 1 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者様に対し1カ月以上の予告期間において、理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 2 事業者は、前項の規定にかかわらず、利用者様やその家族様等が事業者や従業員に対して、この契約を継続し難いほどの法令違反や背信行為を行った場合には、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第8条（契約の終了）

- 1 次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。
 - 一 第2条の規定により、事前に利用者様から更新拒絶の意思表示がなされたとき。
 - 二 第6条の利用者様から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
 - 三 第7条の条件が満たされ、事業者から契約解約の意思表示がなされたとき。
 - 四 次の理由で利用者様にサービスを提供できなくなったとき。
 - (一) 利用者様が介護保険施設や医療施設に入所又は入院したこと。
 - (二) 利用者様について要介護認定が受けられなかったこと。
 - (三) 利用者様が死亡したこと。
- 2 事業者は、契約の終了にあたり必要があると認められる場合は、利用者様が指定する他の支援事業者などへの関係記録（写し）の引継ぎ、介護保険外サービスの利用に係る市町村への連絡などの調整を行うものとします。

第9条（損害賠償）

事業者は、居宅介護支援の実施にあたって利用者様の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

第10条（秘密保持）

- 1 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者様及びその家族様に関する秘密及び個人情報については、利用者様又は第三者の生命、身体などに危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 あらかじめ文書により利用者様の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報提供をすることができます。

第11条（苦情対応）

- 1 利用者様は、提供した居宅介護支援に苦情がある場合、又は事業者が作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに苦情がある場合には、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会などに対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにすると共に、苦情の申し立て又は、相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
- 3 事業者は、利用者様が苦情申立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取扱いをする事はありません。

第12条（契約外事項など）

- 1 この契約及び介護保険法等の関係法令で決められていない事項については、介護保険法その他関係法令の趣旨を尊重し、利用者様と事業者との協議により定めます。
- 2 この契約書は、介護保険法に基づくサービスだけを対象としたものですので、それ以外のサービスを利用者様が希望する場合には、別途契約が必要になります。

上記の通り居宅介護支援の契約を締結します。

令和 年 月 日

利用者様 住 所 _____

氏 名 _____ 印

電 話 _____

上記代理人（代理人を選任した場合）

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電 話 _____

立会人

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電 話 _____

（注）「立会人」欄には、本人とともに契約内容を確認し、
緊急時などに利用者様の立場に立って事業者との連絡調整
などを行える方がいる場合に記載してください。なお、立
会人は、契約上の法的な義務等を負うものではありません。

事 業 者 社会福祉法人

第四善隣館居宅介護支援事業所

理事長 室山 正英

〒921－8034

住所 石川県金沢市泉野町1丁目1番25号

電話・FAX （076）241－3316